

事務連絡
令和5年2月8日

各都道府県、市区町村　社会福祉施設等所管課（室）　御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における戸開走行保護装置等の積極的な設置推進について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第3項第1号により、戸開走行保護装置の設置が義務付けられています。また、それ以外の既設エレベーターについても、設置義務は課せられていないものの、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促す必要があります。

今般、別紙の通り、国土交通省より、戸開走行保護装置等の積極的な設置促進について、関係者に対して周知を行うよう協力依頼がありました。

つきましては、別紙の内容をご確認のうえ、各管内の社会福祉施設等に対して周知を行っていただくようお願ひいたします。

なお、既設のエレベーターの改修にあたっては、条件を満たす建築物において国土交通省の事業による国庫補助制度を活用していただくことが可能とのことですが（別紙の1（2））、地方自治体によって補助制度の整備状況が異なるため、貴庁内で補助制度を整備しているかについては、住宅・建築物の耐震等を所管する部局にご確認下さい。補助事業を創設されている地方自治体におかれましては、社会福祉施設等による補助制度の活用についても周知をしていただくようお願ひいたします。

また、周知に当たっては、下記の国土交通省のホームページ掲載資料についてもご参考にして下さい。

（参考）国土交通省ホームページより

- ・昇降機（エレベーター、エスカレーター等）について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000105.html

⇒1. 昇降機の適切な維持管理（3）機能更新

- ・エレベーターの防災対策改修事業 概要

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001477609.pdf>